

議案第30号

町有財産の無償貸付について（旧中島西部小）
町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

平成30年3月5日提出

山都町長 梅 田 穰

1. 物件の所在

所 在 山都町北中島字小鶴1717番地1外（旧中島西部小学校）
地 目 学校用地
面 積 8,885㎡

2. 貸付対象物件 旧校舎棟（鉄筋コンクリート造 800㎡）
旧給食棟（鉄骨造 80㎡）

3. 使用目的 小規模多機能型居宅介護事業による地域密着型の居宅サービス拠点
施設

4. 貸付料 無償

5. 貸付期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）

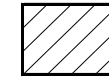
6. 貸付の相手方 住 所 山都町北中島1717番地
氏 名 NPO法人ボランティアネット夢工房
理事長 佐藤 豊

提案理由

町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

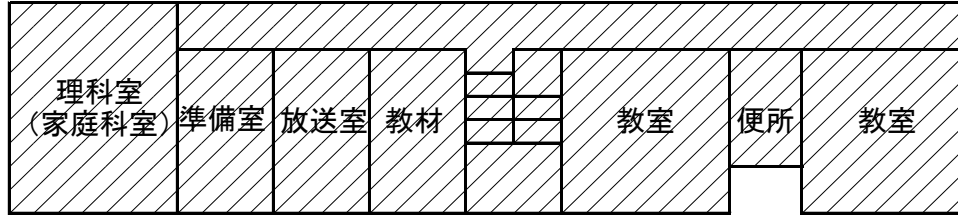
これが、この議案を提出する理由です。

旧中島西部小学校



NPO法人 ボランティアネット夢工房

【2階平面図】



【1階平面図】

